

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて
(議論の整理)

平成 29 年 12 月 1 日
成年後見制度利用促進委員会

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりとりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

1. 基本的考え方

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」においては、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきとされて

いる。

- また、「障害者の権利に関する条約」においては、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとされている。
- 一方、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）については、
 - ・ いわゆるノーマライゼーションやソーシャルインクルージョン（社会的包摂）を基本理念とする成年後見制度を利用することにより、逆に社会的排除という影響を被ることになるのではないか。
 - ・ 民法上の事理弁識能力は、財産管理能力を基準として評価がなされるものであるところ、多様な法令に基づく多様な資格や職種、業務等に求められる能力とは質的なずれがあるのではないか。
 - ・ 同等の事理弁識能力であっても、成年後見制度を利用している者のみが各資格・職種・業務等から一律に排除され、能力を発揮する機会が失われているのではないか。
 - ・ 欠格条項の存在により、成年後見制度の利用を躊躇する影響が出ているのではないか。

といった問題点が指摘されている。

- 以上を踏まえ、今回の見直しにあたっては、成年被後見人等の一律排除の規定を設けている各制度について、個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて判断する仕組みへの見直しを行うべきである。
- なお、現行制度を見直すことによる影響については、特に、依頼者等を含めた第三者保護の観点も踏まえ、各資格・職種・業務等に求められる能力を確実に担保する観点から、法制的・実務的に対応することが必要であると考えられる。

2. 見直しの基本方針

- 上記1.の基本的考え方に基づき、今回の見直しにあたっては、以下のような方針を進めるべきと考える。
 - (1) 代替的な個別審査規定が現行規定中に整備されている法律については、現行の欠格条項を削除すべきである。具体的には、例えば「心身の故障により、業務を適切に行うことができない者」といった個別的・実質的な審査の規定が既に整備されている場合には、当該法律中の欠格条項を削除す

べきである。

- (2) 代替的な個別審査規定が現行規定中に整備されていない法律については、現行の欠格条項を削除するとともに、必要に応じ、代替的な個別審査規定を整備すべきである。

3. 権利の制限に係る措置の分類及び見直しの方向性

- 現在、180程度の法律において欠格条項その他の権利の制限に係る措置が設けられているが、そうした各資格・職種・業務等の分類を行い、それぞれの分類における改正の方向性をまとめると以下のとおりである。

(1) 公務員等について

採用時に試験や面接等により適格性が判断されていることに加え、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されていることから、現行の欠格条項を削除すべきである。

(2) 士業等について

就任時に試験等を経た上で、個別審査規定により更に適格性が判断されていることに加え、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消などの規定が既に整備されているものが多いことから、現行の欠格条項を削除すべきである。

なお、上記の個別審査規定等が整備されていない士業等については、必要に応じ、当該規定を併せて整備すべきである。

(3) 法人役員等について

法人に対する国又は地方公共団体の監督等が規定されている法人については、役員等の欠格事由から成年被後見人等を削除するとともに、必要に応じ、個別審査規定等を整備すべきである。

法人に対する国又は地方公共団体の監督等が規定されていない法人に係る法律については、その監督や代替措置の在り方について、更に検討することが必要である。会社法については、欠格条項を削除することに伴う会社法制上及び実務上の影響等を踏まえた代替措置の必要性及びそ

の内容等について、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会における意見聴取等を行うべきである。その上で、平成30年度中に法制審議会からの答申を得て、その後、速やかに国会提出することを目標としている会社法の改正法案には、欠格条項の見直しに関する規定も併せて盛り込む方向で検討を進めるべきである。また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の欠格条項の見直しについても、会社法の欠格条項の見直しを踏まえ、代替措置の必要性及びその内容等について検討を行うべきである。

(4) 営業許可等について

国又は地方公共団体による監督等が規定されていることから、欠格条項を削除するとともに、必要に応じ、個別審査規定等を整備すべきである。

なお、個別審査規定等が既に整備されているものについては、欠格条項を削除すべきである。

また、営業許可等のなかには、成年被後見人等の本人ではなく法定代理人の適格性に着目した規定を置いているものがある。これらの条項は、欠格条項に該当する法定代理人がその地位を悪用し、実質的に自ら事業を行う事態を防ぐことを目的としたものであることから、成年被後見人等を排除することを目的とする規定ではないことを規定上も明確化すべきである。

(5) 法人営業許可等について

国又は地方公共団体による監督等が規定されていることから、役員に成年被後見人等がある場合を欠格条項から削除するとともに、必要に応じ、個別審査規定等を整備すべきである。

なお、個別審査規定等が既に整備されているものについては、欠格条項を削除すべきである。

以上の方針に基づき具体的に成年被後見人等の権利に係る制限の見直しを行うべきと考えられる法律については別紙のとおりである。内閣府においては、法

制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進められたい。

なお、今回の見直しにおいて、欠格条項の見直しに加えて監督や代替措置といった関連制度の整備を含め検討する必要があるなどの理由により、内閣府が提出する見直し一括整備法案ではなく、各府省の責任において適切な措置を行うこととするものについては、平成30年度以降、成年後見制度利用促進基本計画のフォローアップの一環として、促進委員会の後継組織である「成年後見制度利用促進専門家会議」においてその検討状況を把握していくことが必要である。

また、各府省においては、今回の見直し一括整備法案が成立して以降、新たに成年被後見人等の権利に係る制限（欠格条項。法定代理人の適格性に着目した規定も含む。）を設けないよう留意するとともに、「成年後見制度利用促進専門家会議」においてもその動向を注視していくことが必要である。

さらに、各府省においては、政省令や通知などにに基づき、成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、今回の一括整備法案による見直しを踏まえ、可及的速やかに見直しを行うべきである。

今回の成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについては、成年被後見人等が各資格・職種・業務等において入口段階で一律的に排除される仕組みを法律的に改めるものである。政府においては、今回の見直しをきっかけとし、認知症の人や障害を持つ人もそうでない人も誰もがその能力を発揮して社会に参画することができるよう、障害者雇用の推進など関連する施策についてさらなる取組を進めるべきである。

以上

成年被後見人等の権利に係る制限の見直しを行うべきと考えられる法律 (平成 29 年 12 月 1 日現在)

- * 同一の法律で複数の条項があり複数の区分に該当するものもあるが、便宜上、代表的と思われる区分に分類している。
- * 以下の法律の中には、改正にあたり審議会や調査会等の意思決定プロセスを経ることが必要であるものも含まれる。

1. 公務員等

- ・ 検察庁法
- ・ 国会職員法
- ・ 国家公務員法
- ・ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員）
- ・ 裁判所職員臨時措置法
- ・ 裁判所法
- ・ 自衛隊法
- ・ 市町村の合併の特例に関する法律（地域自治区の区長）
- ・ 地方公営企業法（管理者）
- ・ 地方公務員法
- ・ 地方税法（固定資産評価員）
- ・ 保護司法

2. 士業等

- ・ 医師法
- ・ 介護保険法（介護支援専門員）
- ・ 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律
- ・ 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法
- ・ 海事代理士法
- ・ 家畜改良増殖法（家畜人工授精師）
- ・ 学校教育法（校長、教員）
- ・ 技術士法
- ・ 教育職員免許法
- ・ 行政書士法
- ・ 建築士法
- ・ 公認会計士法
- ・ 公認心理師法
- ・ 国家戦略特別区域法（児童福祉法の特例）
- ・ 作業環境測定法（作業環境測定士）
- ・ 歯科医師法
- ・ 児童福祉法（保育士ほか）
- ・ 司法書士法
- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法
- ・ 社会保険労務士法
- ・ 獣医師法
- ・ 情報処理の促進に関する法律（情報処理安全確保支援士）
- ・ 職業能力開発促進法（職業訓練指導員ほか）
- ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（保護者）
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（医療保護入院の同意）
- ・ 精神保健福祉士法
- ・ 税理士法
- ・ 宅地建物取引業法（宅地建物取引士）
- ・ 土地家屋調査士法
- ・ 不動産の鑑定評価に関する法律（不動産鑑定士）
- ・ 弁護士法
- ・ 弁理士法
- ・ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（マンション管理士）
- ・ 薬剤師法
- ・ 郵便法（郵便認証司）

3. 法人役員等

- ・医療法（医療法人）
- ・会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（特例旧特定目的会社）
- ・技術研究組合法
- ・協同組合による金融事業に関する法律
- ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（銀行等保有株式取得機構）
- ・更生保護事業法（更生保護法人）
- ・資産の流動化に関する法律（特定目的会社）
- ・社会福祉法（社会福祉法人）
- ・宗教法人法
- ・商工会議所法
- ・商工会法
- ・商店街振興組合法
- ・消費生活協同組合法
- ・私立学校法（学校法人）
- ・新都市基盤整備法（土地整理審議会の委員の被選挙権）
- ・信用金庫法
- ・森林組合法
- ・水産業協同組合法
- ・中小企業等協同組合法
- ・投資信託及び投資法人に関する法律
- ・特定非営利活動促進法
- ・独立行政法人国民生活センター法
- ・土地改良法（総代の被選挙権）
- ・土地区画整理法（土地区画整理審議会委員の被選挙権）
- ・農業協同組合法
- ・農林中央金庫法
- ・保険業法（保険契約者保護機構）
- ・労働金庫法

4. 営業許可等

- ・ あへん法（けしの栽培許可）
- ・ 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律
（骨髄末梢血幹細胞提供あっせん事業許可）
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
（医薬品等の製造販売業許可ほか）
- ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
（インターネット異性紹介事業の届出ほか）
- ・ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律
（衛星リモートセンシング装置の使用許可ほか）
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
（液化石油ガス販売事業登録ほか）
- ・ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
（技能実習計画の認定ほか）
- ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（第一種特定化学物質製造事業許可）
- ・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（特定物質製造許可ほか）
- ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（加工事業許可ほか）
- ・ 貸金業法（貸金業登録）
- ・ 家畜商法（家畜商免許）
- ・ 家畜伝染病予防法（家畜伝染病病原体所持の許可）
- ・ 火薬類取締法（製造販売営業の許可）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（二種病原体等の所持の許可）
- ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
（行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を行う者）
- ・ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（官民競争入札への参加）
- ・ 金融商品取引法（金融商品取引業者の登録ほか）
- ・ 空港法（空港機能施設の建設管理者の指定ほか）
- ・ クラスタ一弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（所持の許可）
- ・ 警備業法（警備業を営む者の認定ほか）
- ・ 建設業法（建設業の許可）
- ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（事業主団体の認定ほか）
- ・ 建築基準法（指定確認検査機関の指定ほか）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
（建築物エネルギー消費性能適合性判定機関の登録ほか）
- ・ 高圧ガス保安法（製造の許可）
- ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（サービス付き高齢者向け住宅事業の登録）
- ・ 港湾法（港湾運営会社の指定ほか）
- ・ 港湾労働法（港湾労働者派遣事業の許可ほか）

- ・ 国際観光ホテル整備法（外客宿泊施設の登録）
- ・ 古物営業法（古物営業の許可ほか）
- ・ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（民間紛争解決手続の業務の認証）
- ・ 自然公園法（指定認定機関の指定）
- ・ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（自動車運転代行業を営む者の認定ほか）
- ・ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒類販売管理者の選任）
- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録）
- ・ 住宅宿泊事業法（住宅宿泊事業（届出））
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（登録住宅性能評価機関の登録ほか）
- ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（引取業の登録ほか）
- ・ 商品先物取引法（会員商品取引所の設立許可ほか）
- ・ 職業安定法（有料職業紹介事業の許可ほか）
- ・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（食鳥処理の事業の許可）
- ・ 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律
（人工衛星等の打上げに係る許可ほか）
- ・ 信託法（受託者ほか）
- ・ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（特定水銀使用製品の製造の許可）
- ・ 水道法（給水装置工事に係る指定）
- ・ 船員職業安定法（船員派遣事業の許可）
- ・ 対地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（所持の許可）
- ・ 大麻取締法（大麻取扱者免許）
- ・ 探偵業の業務の適正化に関する法律（探偵業の届出）
- ・ 地方自治法（外部監査契約を締結できる者）
- ・ 通関業法（通関業の許可ほか）
- ・ 鉄道事業法（鉄道事業の許可）
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律（第一種動物取扱業の登録）
- ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
（独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を行う者）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一般廃棄物処理業の許可ほか）
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業等の許可ほか）
- ・ 武器等製造法（製造の許可）
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
（第一種フロン類充填回収業者の登録ほか）
- ・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（使用の許可ほか）
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法
（麻薬輸出入業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者等の免許ほか）

- ・ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律
（養子縁組あっせん事業の許可）
- ・ 旅館業法の一部を改正する法律案（旅館業の許可）
- ・ 旅行業法（旅行業務取扱管理者の選任）
- ・ 労働安全衛生法（労働安全コンサルタントの登録）
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
（労働者派遣事業の許可）

- ・ アルコール事業法（アルコール製造業の許可ほか）
- ・ 貨物自動車運送事業法（一般貨物自動車運送事業の許可ほか）
- ・ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（教科用図書発行者の指定）
- ・ 港湾運送事業法（港湾運送事業の許可）
- ・ 小型船造船業法（小型船造船業の登録）
- ・ 塩事業法（塩製造業の登録）
- ・ 質屋営業法（質屋営業の許可）
- ・ 自動車ターミナル法（自動車ターミナル事業の許可）
- ・ 酒税法（酒類の製造免許等）
- ・ 船主相互保険組合法（組合の設立の認可）
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（特別国際種事業者の登録）
- ・ 測量法（測量業者の登録）
- ・ たばこ事業法（製造たばこの特定販売業の登録ほか）
- ・ 道路運送法（自動車道事業の免許ほか）
- ・ 道路運送車両法（自動車分解整備事業の認証ほか）

5. 法人営業許可等

- ・ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律
（匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定）
- ・ エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律
（指定金融機関の指定）
- ・ 割賦販売法（特定信用情報提供等業務を行う者の指定）
- ・ 株式会社商工組合中央金庫法（登録）
- ・ 株式会社日本政策金融公庫法（指定金融機関の指定）
- ・ 銀行法（紛争解決等業務を行う者の指定ほか）
- ・ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（紛争解決等業務を行う者の指定ほか）
- ・ 債権管理回収業に関する特別措置法（債権管理回収業の営業の許可）
- ・ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（指定金融機関の指定）
- ・ 産業競争力強化法（指定金融機関の指定）
- ・ 資金決済に関する法律（第三者型発行者の登録ほか）
- ・ 社債、株式等の振替に関する法律（振替業を営む者の指定）
- ・ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品投資顧問業者の許可ほか）
- ・ 信託業法（信託業の免許）
- ・ 船員の雇用の促進に関する特別措置法（船員雇用促進等事業を行う者の指定）
- ・ 長期信用銀行法（紛争解決等業務を行う者の指定）
- ・ 著作権等管理事業法（著作権等管理事業の登録）
- ・ 電子記録債権法（電子債権記録業を営む者の指定）
- ・ 道路交通法（放置車両の確認事務の委託）
- ・ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定）
- ・ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律
（紛争解決等業務を行う者の指定）
- ・ 不動産特定共同事業法（不動産特定共同事業の許可）
- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
（民間事業者の募集に応じる者）
- ・ 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律
（特定地方管理空港運営者の指定等）
- ・ 無尽業法（紛争解決等業務を行う者の指定）

成年後見制度利用促進委員会 委員名簿

平成29年9月1日現在

- | | | | |
|---|------|--------|------------------------------------|
| ○ | 委員 | 新井 誠 | 中央大学法学部教授、日本成年後見法学会理事長 |
| | 委員 | 伊東 香織 | 岡山県倉敷市長 |
| ◎ | 委員 | 大森 彌 | 東京大学名誉教授、特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク代表理事 |
| | 委員 | 河村 文夫 | 東京都奥多摩町長 |
| | 委員 | 久保 厚子 | 全国手をつなぐ育成会連合会会長 |
| | 委員 | 櫻田 なつみ | 日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 |
| | 委員 | 新保 文彦 | 日本発達障害ネットワーク政策委員、日本自閉症協会顧問 |
| | 委員 | 花俣 ふみ代 | 認知症の人と家族の会 |
| | 委員 | 村田 斉志 | 最高裁判所事務総局家庭局長 |
| | 委員 | 山野目 章夫 | 早稲田大学大学院法務研究科教授 |
| | | | (50音順) |
| | 臨時委員 | 池田 恵利子 | 社会福祉士、あい権利擁護支援ネット理事、日本成年後見法学会副理事長 |
| | 臨時委員 | 川口 純一 | 司法書士、成年後見センター・リーガルサポート副理事長 |
| | 臨時委員 | 瀬戸 裕司 | 医師、日本精神神経学会、ゆう心と体のクリニック院長 |
| | 臨時委員 | 土肥 尚子 | 弁護士、東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 |
| | 臨時委員 | 野澤 和弘 | 毎日新聞論説委員、社会保障審議会委員 |

(50音順)

◎印は委員長、○印は委員長代理